

抗議声明

関電の使用済燃料の敷地内乾式貯蔵施設について 福井県知事が審査入りを了承したことに抗議する

本日（3月15日）、福井県知事は、関電の使用済燃料の乾式貯蔵施設の設置に向けた国への審査入りを了解した。私たちはこれに断固抗議する。

同日、大阪高裁は美浜3号の運転差し止めを認めない不当決定を下した。これにも断固抗議する。

関電の乾式貯蔵については、福井県民をはじめ、周辺住民から多くの反対や不安の声が上がっていたにも関わらず、福井県知事は住民説明会さえ開かなかった。立地の美浜町、おおい町、高浜町の首長が昨日了承を県に伝え、福井県議会では貯蔵期間の担保がないこと等の批判の意見が続出した。県会自民党が判断を知事に一任し、了承への道を開いた。

関電は使用済燃料プールが満杯に近づき、原発の運転を継続することができなくなるという危機感から、原発敷地内に乾式貯蔵施設を設置しようとしている。最もひっ迫している高浜原発では、約3.5年後にはプールは満杯になる。そのため、まず最初に高浜原発敷地内での設置について審査を申請し、来年（2025年）には工事開始、2027年頃から運用することを狙っている。その後、高浜の第二期分、大飯原発、美浜原発でも同様に申請する予定だ。

◆ 関電の乾式貯蔵は、原発の運転継続のためであり、地元を核のゴミ捨て場にするものだ。

・乾式貯蔵後の搬出先は決まっていない。関電は「2030年頃に、県外の間貯蔵施設に搬出する」としているが、その中間貯蔵施設は何も決まっていない。

・貯蔵期間も不明。長期に使用済燃料が地元に居座り続ける。

貯蔵期間についても具体的期間を示していない。それにも変わらず福井県知事は、工事着手前の最終的な事前了解の前に、「関電の考え方を確認する」と述べ、問題を先送りにした。

・関電は貯蔵容量は「原則増やさない」としながら「例外」を認めている。貯蔵容量は増えていく。

・格納設備は耐震Cクラス（一般の建築基準なみ）。「強い地震では壊れる」と関電が認めている。地震等で地盤沈下や土砂災害が起これば、空気取り入れ口が塞がれ、自然冷却できなくなる。15年間プールで冷却した使用済燃料しか乾式貯蔵施設には移せないため、依然としてプールも残る。

・六ヶ所再処理工場は事実上破綻しており、使用済燃料の搬出先はない。

核燃料サイクルの破綻によって、核のゴミ捨て場を地元に押し付けるなど断じて許されない。これ以上核のゴミを生み出さないためには、原発の運転を停止するしかない。

福井と関西の住民は、県議会への陳情、傍聴、議員へのメール、福井県及び30km圏内の京都府、滋賀県に反対するよう申入れ等を行ってきた。今後は、原子力規制委員会での審査を監視し、来年の工事開始をなんとしても止めていこう。福井と関西、全国の運動は連帯していこう。

2024年3月15日 避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL：06-6367-6580 mihama@jca.apc.org